

給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の充実について

〔給付型奨学金の創設〕

1. 平成29年度からの一部先行実施について

- 給付型奨学金について、制度を安定的に運用するため、(独)日本学生支援機構に基金を造成 70億円

※平成29年度の所要額は約14億円

- 給付型奨学金は平成30年度から実施することを基本とするが、特に経済的に厳しい者(私立・自宅外生、社会的養護を必要とする学生)を対象として一部先行実施する。

◆給付月額 4万円

※社会的養護を必要とする学生には入学金相当額24万円を追加給付

◆対象規模 私立・自宅外生：約2,200人

社会的養護を必要とする学生：約450人

2. 平成30年度からの本格実施について

◆所得基準 住民税非課税世帯

◆学力・資質基準 全体を高校等からの学校推薦とし、成績基準の目安等をガイドライン(注)で示しつつ、各学校が定める基準に基づき推薦。

(注) 以下のいずれかの要件を満たす者から推薦

①十分に満足できる高い学習成績を収めている

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で概ね満足できる学習成績を収めている

※進学・意欲・目的に関するレポート等を評価

※高校生活全体の中で課題を克服した経験などの生徒の成長過程にも着目

※社会的養護を必要とする学生等への配慮

◆給付月額 国公立・自宅：2万円

国公立・自宅外、私立・自宅：3万円

私立・自宅外：4万円

※国立大学については、授業料減免制度を踏まえ、給付額を調整

※社会的養護を必要とする学生には入学金相当額24万円を追加給付

◆給付規模 進学者2万人

◆給付方法 毎年度学業の状況等を確認することを前提とした上で給付

※ 給付型奨学金の創設にあわせ、奨学金制度全体の見直し(所得に応じた新たな貸与上限額の設定、大学院業績優秀者返還免除制度の見直し及びそれに伴う返還免除規模の精査等)、重複施策の縮減、既定経費の見直しを実施。これらによって、中期的に安定的な財源を確保。

〔無利子奨学金の充実〕

○無利子奨学金の貸与人員の増員により、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちが無利子奨学金を受給できるようにする。

◆貸与人員 51 万 9 千人（4 万 4 千人増）

・残存適格者の解消 2.4 万人の増員

・低所得世帯の学生等に係る成績基準の撤廃 新規 2 万人の増員

※4.4 万人のうち 0.8 万人分は政府貸付金（50 億円）により措置し、

3.6 万人分は財政融資資金等を活用